

参加マニュアル

(オークネットバイクオークション、共有在庫)

2026 年 1 月 19 日

目次

1. 売りつくし調整権限(オペレーター権限)と責任について
 2. スタート価格及び売りつくし値幅制限について
 3. 代行落札についてのご注意
 4. オペレーターホットラインの対応範囲
 5. 出品不可車両の検査手数料について
 6. 出品制限について
 7. 出品車の写真について
 8. オークション本番中のアナウンスについて
 9. 車両内容訂正について
 10. 車検なし車両について
 11. 改造及び社外品、付属品について
 12. キャンセル時の陸送費負担について
 13. 成約車両の引渡しとデポ持込み遅延について
 14. クレーム対応基準について
 15. 当日商談及び共有在庫商談と成約におけるご注意
 16. 「走行不明」「メーター交換」「メーター減算」の表示について
 17. 複数チャンネル開催について
 18. 「色」表示の申告義務について
 19. 「モデル」表示について
 20. サイドカー(側車付車両)及びトライク(改造三輪)の出品について
 21. エンジン(EG)乗せ替え車両の出品について
 22. 譲渡書類について(運営規定第23条)
 23. 原付一種・二種の決済について
 24. セリピッチについて
 25. オークション陸送について
 26. オークション以外陸送サービスについて
 27. 社外フレーム車(キットバイク)等の取扱いについて
 28. 共有在庫登録車両の車両状態表示について
 29. 共有在庫登録車両のAIS検査有効期限について
 30. AIS検査なし及び検査有効期限切れ車両のクレーム対応について
 31. 改正特定商取引法による訪問買取車両のオークション出品について
- 表示略語一覧表
- ダメージ展開図と記号表現
- 反社会的勢力排除に関する特則規程

1.売りつくし調整権限(オペレーター権限)と責任について(運営規定第20条補足)

下記内容の売りつくしの調整をさせていただきますので、予めご了承ください。

①売りつくし直前のオペレーター権限

あらかじめ登録された「売りつくし」価格の直前まで応札があっても惜しくも流れるケースがよく見受けられます。

このような場合の救済処置として、5千円前後のオペレーター権限を頂き「売りつくし」の調整をさせていただきますので予めご了承願います。

②出品店のスロー操作後のオペレーター権限

出品店のスロー操作後、応札が来ているにもかかわらず「売りつくし」がなかなかつかないケースがあります。

このような場合、オペレーター権限を頂き、スロー後1万円前後を目安に「売りつくし」の調整をさせていただきますので予めご了承願います。

2.スタート価格及び売りつくし値幅制限について(運営規定第21条補足)

売りつくし価格に応じて下記の値幅を限度とし、スタート価格の設定をお願い致します。万一値幅限度を超えますと、売りつくし設定価格に応じたスタート価格へ自動的に訂正されますので、予めご了承ください。

売りつくし設定価格	スタート価格から 売りつくしまでの値幅限度
50万円未満	10万円まで
50万円以上100万円未満	20万円まで
100万円以上	30万円まで (2017. 4～)

3.代行落札についてのご注意

①参加会員店は、当会に対し落札の代行を依頼することが出来ます。その場合、会員用サイトにて希望金額を通知及び入力を願います。受付は、当該車両がセリに掛かる30台前までにお申込みください。尚、希望金額を2応札程度上回る落札または、調整状況及び諸事情により落札が出来ない場合は、免責とさせていただきますので予めご了承ください。

②オークション前日までに、代行落札の申込を頂いた車両に重要な訂正が入る場合がありますので、オークション当日に、訂正事項の内容を必ずご確認ください。尚、ご確認無き場合の落札につきましては、落札店の責任となりますので、予めご了承ください。

③同一のオークション出品車両に対し複数の会員店からの代行落札依頼があった場合、他社の代行落札入札状況や価格についての問合せに対し、回答できません。

4.オペレーターホットラインの対応範囲

出品店が希望した場合 オペレーターと電話を結び出品車両の調整を受けられます。但し、通信状態及び会話中の操作で希望通りの調整が困難な場合がありますので、予めご了承の上、ご利用ください。

オペレーターホットラインは、本来出品店がパソコンで操作すべき売り操作をサービスの一環で代行するものです。オペレーター及び当会は操作ミスの責任を一切負わないものとします。

5.出品不可車両の検査手数料について(運営規定第19条補足)

検査手数料は料金表をご確認ください。万一、出品不可などの場合でも、出品不可車両の検査手数料を申し受けます。尚、車両検査終了後に出品不可車両と判明した場合も、同様に検査手数料を申し受けます。

6.出品制限について(運営規定第35条補足)

- ①出品する車両において検査員の付与した評価点により、出品を制限することがあります。
- ②出品する車両の車種及び年式等を制限することがあります。
- ③陸送の関係上、引き回しが可能で、制動装置が有効な車両に制限します。
- ④スタンドが正常に装着され、車両自体で倒れない車両に制限します。その他、バイクオークションへ出品が著しく困難と見られる車両は、出品を制限します。

7.出品車の写真について

出品車の品質表示は、「出品車両情報」及び「セリ画面に表示される文字情報」で表示し、出品車の写真は補助となりますので、出品車両情報と相違がある場合、落札前に必ずご確認ください。確認無き場合のクレームについては、クレーム対象外となります。但し、当会が認めた場合は、この限りではありません。また、写真に写っている部品の欠品についてはクレームの対象となります。

出品店掲載写真は、5枚が必須(2017.4～)左側面1枚。右側面1枚。タンクとメーターパネル(走行距離が見える状態)が写っている写真を1枚、4枚目、5枚目は車両ダメージを中心に撮影した写真を掲載してください。6枚目以降は、セールスとして競り前日までに追加掲載してください。

8.オークション本番中のアナウンスについて

オークション中は、出品車のご案内を実施しますが、万一そのアナウンスが「出品車両情報」及び「セリ画面に表示される文字情報」と異なった内容をアナウンスしても免責となります。その場合は出品車両情報及びセリ画面を優先させて頂きますので予めご了承ください。

9.車両内容訂正について

出品車両において出品車両情報と相違が生じた場合は、必ずセリ前迄に当会に通知しなければなりません。但し、当日訂正においては、訂正内容により出品取消となる場合があります。

10.車検なし車両について

- ①書類は、原則として謄本渡しとします。
- ②ナンバー応談によりナンバー付き書類を受けられる落札店には別途名義変更預り金が発生します。
- ③車検なし車両は、出品車両情報の車検欄は「無記入」で表示します。

11.改造及び社外品、付属品について

- ①出品車両の改造及び社外品装着は出品店が申告することとします。
- ②改造、社外品の申告無き場合クレーム発生の際は、出品店責任となります。
- ③出品車両情報に記載のある付属品は別途、出品店が責任をもって落札店に送付してください。(必ず、出品店側の元払いで送付)

12.キャンセル時の陸送費負担について(運営規定第51条補足)

キャンセル時の陸送依頼は当会にて依頼をし、陸送費は、全額出品店負担となります。

また、成約車両について、出品車両情報の内容相違が輸送前に判明して契約解除となる場合、クレーム内容を問わず出品店が10,000円をペナルティとして落札店に払うものとする。

13.成約車両の引渡しとデポ持込み遅延について(運営規定第4章陸送補足)

出品店は、オークネット各市場の起算日の翌日より成約車両の引渡しが可能となるようお願い致します。登録デポへ車両持込みする場合は、指定された期日までに登録デポ持込みをお願い致します。出品店の都合ですみやかに引渡しが出来ない場合、また登録デポ持込み指定期日に遅延した場合、下記の要領にて対応させていただきます。

※結果的に陸送遅延となる場合

出品店は、車両引渡遅延ペナルティとして、一律片道デポ間料金相当額を落札店にお支払い頂きます。但し、指定陸送業者の事情や天災・地震や交通渋滞など、当会がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

14.クレーム対応基準について(第50条補足)

出品店より申告された内容及び「出品車両情報(画面表示)に明記された内容」のいずれも、出品店がすべて最終責任を負って頂きます。万一、検査員の入力ミスや出品車両情報への入力事故等があっても、その内容についての責任は出品店になりますので、申告漏れ等がないかオークション開催前に必ずご確認をお願い致します。

クレームが発生した場合、車両特性、評価、年式、経年劣化等を考慮の上、下記の要領にて処理をさせていただきます。その場合、工賃は対象外とします。

但し、当会が認めたものはこの限りではありません。

クレーム期間及び対応方法

クレームの内容	クレーム期間	クレームの対応基準
盗難車	無期限	・キャンセル対象 ・当会が定めた輸送費 ・オークション手数料相当額 ・諸費用(当会が認めたもの) ・転売後の実費(販売利益は除く)
職権外打刻	オークネット各市場の 起算日より42日以内	・キャンセル対象 ・当会が定めた輸送費 ・オークション手数料相当額 ・諸費用(当会が認めたもの) ・転売後の実費(販売利益は除く)
年式及び車検期日の違いなど 車検証で確認が必要なこと	書類到着日を含め 7日以内	・キャンセル対象(年式のみ) ・車検は別途基準にて対応 ・当会が認めた輸送費 ・オークション手数料相当額
輸入二輪車の排ガス試験 結果成績表が欠品されている とき(対象車両)	書類到着日を含め 10日以内	・キャンセル対象 ・当会が認めた輸送費 ・オークション手数料相当額
メーター交換・走行距離減算・ 走行不明等	デポ到着日を含め 5日以内。 配送依頼の場合は 店頭到着日を含め 3日以内	・キャンセル対象 ・当会が認めた輸送費 ・オークション手数料相当額
修復歴車 (旧車及びキットバイク等は除く)		・キャンセル対象 ・当会が認めた輸送費 ・オークション手数料相当額
外装が出品リストと 著しく相違しているとき		・車両代等の減額、又は現物送付
部品が欠品しているとき		・車両代等の減額、又は現物送付

その他、当会において重要事項クレームと判断した場合、「契約の解除」の裁定をする時があります。

また、現物送付(部品等対応)については、クレーム解決日より7日以内に発送することとします。

(送料出品店負担 ※部品交換の場合返品部品発送費は落札店負担)

尚、7日以内に発送無き場合、実費相当の減額となります。

キャンセルとして解決の場合、現状復帰状態での引き渡しが原則となります。

15. 当日商談及び共有在庫商談受付方法と成約におけるご注意

- ①オークション当日商談の場合、落札希望店、出品店双方の成約希望金額一致の後、当会から双方への売買意思確認をもって商談成約とします。
- ②出品店への希望金額ヒアリングのみ行う事はできません。
- ③希望店は、オークション開催中の当日商談も、下記の通り商談申込み最低金額を設定しておりますので、ご確認の上指値をお願い致します。

応札ありの車両…… ◆最低申込価格→「最終応札価格＋1千円以上」
応札なしの車両…… ◆最低申込価格→「スタート価格＋1千円以上」

希望店は、出品店より希望価格を提示されている場合、提示された日の当会営業時間内及び出品店からの依頼の時間内に結論を当会に通知して頂きます。尚、当会営業時間内に通知無き場合は、商談不成立と判断致します。

- ④共有在庫はあらかじめ業販価格が提示されておりますが、車両状態が変更されている場合もあり得るため、在庫確認時に車両状態の変更とそれに伴う業販価格の変更が無いか確認致します
- ⑤同じ車両に複数の希望店から商談が入った場合、受付け順で商談を実施します。

16. 「走行距離減算」「メーター交換」「メーター疑義」の表示について

- ①「走行距離減算」車両の場合…表示『*』

《適用範囲》

- ・車検証に記載された距離の走行距離数よりオドメーターに表示されている距離数が減少している車両
- ・車検証に旧走行距離数より減少した走行距離数が記載されている車両
- ・JABA走行距離管理システムにて過去履歴にて減算結果(*)であった車両
- ・JABA 走行距離管理システムの走行距離歴と比べ走行距離数が減少している車両
- ・社外メーターや純正メーター等へ交換され必要事項が記載された「整備点検記録簿」「整備明細書」等の備付、または「走行メーター交換記録シール」の無い車両
- ・装着積算計の単位と車検証の過去歴の単位が違っている車両

- ②「メーター交換」歴車両の場合…表示『\$』

《適用範囲》

- ・認証工場又は指定工場による「整備点検記録簿」「整備明細書」等が備え付けてありメーター交換前・交換後の走行距離数が記載されている車両
- ・自動車校正取引協議会の「走行メーター交換記録シール」が貼付されている車両

- ③「走行疑義」車両の場合…表示『?』

《適用範囲》

- ・オドメーターのコマにズレやキズ・本体に加工穴など手が加えられた形跡がみられる車両。(※純正メーター本体のメーターパネル、バックライトやインジケーターの交換、メーターパネルにステッカーの貼付は除く ※要特記記載)。

・「＊」「\$」以外で出品店より走行距離疑義の申告がされた車両。

【注意】出品店様におかれましては記載が違う場合はキャンセルの対象となる場合もございますので、必ず事前に記載内容をご確認頂きますようお願い致します。

17.複数チャンネル開催について

オークションの進行状況により、複数チャンネルとで出品操作及び応札操作が重複する可能性が予想されます。落札に際しては、当会に30台前までにご連絡頂ければ、代行させていただきますのでお申し出ください。

尚、参加マニュアル第3項をご確認の上、代行の依頼をお願い致します。

出品車両のコーナー編成につきましては、当会が随時対応させていただきますので予めご了承ください。

18.「色」表示の申告義務について

「色」記入欄に10文字以内で記載してください。色替えの場合は必ず検査員に申告してください。（アカ／シロ、トリコロール等）

19.「モデル」表示について

「モデル」表示とはモデルチェンジ、マイナーチェンジ等については出品店が申告するものとします。

例:「1ガタ」「3ガタ」「89モデル」「92モデル」

「モデル」表示無きものは、そのモデルを特定できませんのでご了承ください。

尚、モデルは車名ではない為、車名には記載しないようにお願いします。

20.改造サイドカー（側車付車両）及び改造トライク（三輪車）の出品について

改造サイドカー（側車付車両）及び改造トライク（三輪車）の出品の際は、必ず検査員に「公認」「非公認」の申告をしてください。

尚、記載のない場合は、「非公認」車両扱いとなりますのでご注意ください。

例:車名 GL1500 にサイドカー（側車）が「公認」で装着された車両の出品をする際、車名欄に「GL1500 サイドカー」、セールスポイントに「公認」と記入してください。また、「非公認」の場合もセールスポイントに記入することが出来ます。

21.エンジン(EG)乗せ替え車両の出品について

原動機を載せ替えられた車両を出品する際は、必ず検査員に「公認」「非公認」を申告してください。尚、記載のない場合は、「非公認」車両扱いとなりますので事前にご確認ください。

例：車名 SR400 に SR500 のエンジンが公認装着された車両を出品する際、「SR500EG 載せ替え公認」と表示します。又、他車用のエンジンに乗せ替えて公認装着の場合も「……ヨウ EG 載せ替え公認」と表示します。

22.譲渡書類について(運営規定第23条)

譲渡書類は次のとおり受渡しを行います。

・原付一種・二種(排気量：125cc以下)

原則、書類の受渡しはしません。

従って出品店への車両代等の決済は、車両引渡しをもって実行します。

・軽二輪(排気量：126cc以上～250cc以下)

すべて抹消書類渡しとします。

※軽自動車届出済証返納済確認書の場合、法人・個人名義に関わらず譲渡人欄に住所、氏名の記入が必要です

※軽自動車届出済証返納証明書の場合、法人・個人名義に関わらず譲渡書類が必要です。

・自動二輪(排気量：251cc以上)

車検残存期間がオークション開催月、共有在庫成約月の翌月未満のものは、原則抹消書類受渡しとします。その他、法人・個人名義に関わらず譲渡証明書の添付が必要となります。

2001年4月1日以降に製造され、通関証明書渡しのものは、「排気ガス試験結果成績表」等を揃えるものとなります。

・離島出品車両の自賠責保険料の差額分は、落札店が負担するものとします。

(出品店は離島自賠責保険付き車両を出品する場合、必ず検査員に「離島保険」の申告をしてください。)

・落札車において、出品車両データと実際の車検証上の車検残月数記載が不足する場場合や、抹消登録されている場合、下記内容にてペナルティを出品店負担とします。

また、車検残月が12ヶ月以上不足する場合は、落札店の意向により「車両キャンセル」する事ができます。この場合に掛かる、往復陸送料金は出品店負担とします。

- ・車検残月が不足した場合：1,000円／月の車両代の値引き対応。
 ※例：リスト上車検が4月迄であったが実際は1月迄の場合
 車検の差異は3ヶ月なので、1,000円×3ヶ月=3,000円の値引き
- ・抹消登録してある場合：値引き額にプラスして、落札車両価格の10%のペナルティ
 （但し、ペナルティの上限額は20,000円までとします）
 ※例：出品月が1月でリスト上車検が7月迄であったが実際は抹消の（車両代25万円）場合
 （車検の差異は6ヶ月なので、1,000円×6ヶ月=6,000円
 抹消ペナルティは車両代の10%なので25,000円ですが、上限が20,000円なので
 6,000円+20,000円=26,000円となります）

尚、譲渡書類は当会宛に郵送するものとし、万一車両に積載し紛失した場合出品店の責任とします。
 また、成約車両の譲渡書類をご送付いただく場合は、必ず郵便書留、もしくは配達業者等の配達記録が残る方法で郵送頂きますようお願い致します。

23.原付一種・二種の決済について

原付一種・二種（排気量125ccまで）の車両が、成約した場合、譲渡書類の受渡しがありませんので、出品店からの車両渡しをもって、決済します。

24.セリピッチについて

- ・セリピッチは設定された売りつくし価格が10万円未満の場合は1応札1千円とします。
- ・売りつくし価格10万円以上の場合は1応札2千円とします。
- ・即売りコーナーは売り尽くし価格にかかわらず1応札2千円とします。
- ・他必要に応じてセリピッチを変更する際は、事前告知します。

25.オークション陸送について

- ・オークション陸送についてはご入会時の陸送設定に自動手配となります
- ・出品時、落札時の変更可能期日がそれぞれございますので、出品マニュアル・落札マニュアルをご確認ください。

26.オークション以外陸送サービス(モトエクスプレス)について

- ・会員店サービスの一環でオークション以外の車両陸送サービスを行います。
- ・当会指定の web ページより必要事項を記入し依頼番号の発行をもって受付となります
- ・オークション成約車両と一緒に陸送を行いますので陸送規定に沿ってサービスを受けてください。
- ・車両には必ず、当会が通知した依頼番号を記入したタックシールをヘッドライトに貼ってください。
- ・陸送料金については、陸送料金表などによって定めます。料金は改訂することがあり、その際は会員サイト上によって告知します。
- ・車両引揚げ及び車両到着の時間指定、日付指定はできません。

27.社外フレーム車(キットバイク)等の取扱いについて

社外フレームを利用し複製・製作された車両(通称:キットバイク)につきまして、車検証上で車名・型式・原動機型式の3点全てが「フメイ」「空欄」等の不明瞭記載の場合は、車両状態から車名・原動機(エンジン)形式が確定できませんので、出品制限とさせていただきます。

(参考)

社外フレーム車の場合、オークションに出品される「車名」は原動機(エンジン)メーカー名を基準として車名表示しております。

28.共有在庫登録車両の車両状態表示について

- 共有在庫登録車両には以下の3種類の車両があります。
- ・AIS検査付車両:検査を受け且つ検査有効期限内のもの。
 - ・AIS検査切れ車両:検査有効期限の切れたもの。
 - ・AIS検査なし車両:検査を付与していないもの。

29.共有在庫登録車両のAIS検査有効期限について

- ・共有在庫登録後の後付け検査の場合
検査日の翌日を起算日(1日目)として、90日間延長に設定しなおされます。
- ・オークション流札取り込み車両の場合
オークション流札日を起算日(1日目)として、90日の有効期限となります。

30.AIS検査なし及び検査有効期限切れ車両のクレーム対応について

AIS検査なし及び検査有効期限切れの車両は、免責とさせていただきますが、 以下の場合は免責不当と判断し、対応します。

- ①年式・車名・排気量の相違。
- ②車台番号・型式の不明瞭
- ③車台番号及びエンジン番号の職権外打刻
- ④車両が盗難車、書類偽造等の法的問題のある車両と判断されたとき。
- ⑤走行距離減算・走行不明・メーター交換し判断したとき。
- ⑥メーターのキロとマイルの表示違い。
- ⑦書類付き車両で必要とする書類が欠品しているとき。
- ⑧通関書付き車両で『排気ガス試験結果成績表』など必要な書類が欠品しているとき。

但し、当会が認めたものについては、この限りではありません。

31.改正特定商取引法による訪問買取車両のオークション出品について

クーリングオフ期間の車両は、出品店責任において、特記事項に、「クーリングオフ期間中」である事項を記載することで出品できます。

「クーリングオフ期間中」の特記記載のある出品車両に限り、クーリングオフ期間内で且つ当会営業時間内に出品店からキャンセルの申告があった場合、落札店は、キャンセルに応じなければならない。その際、出品店は「売買契約書のコピー」を当会に提出。落札店への「キャンセルペナルティー：50,000円」とオークション手数料、陸送代など諸費用を負担する事になります。

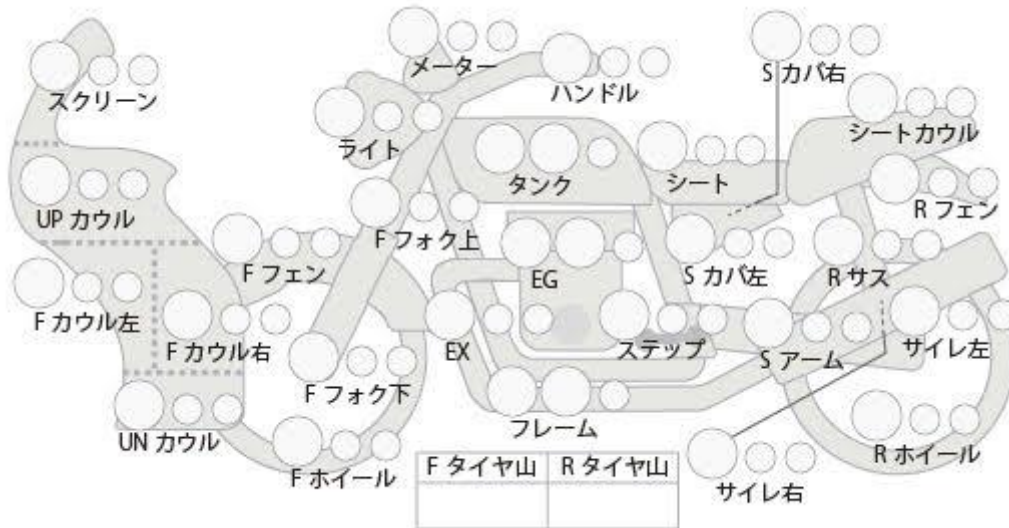
表示略語一覧表

「出品車一覧表」及び「オークション画面」において、車両の箇所を下記の通り略語を使用し表示しますのでご注意ください。

表示内容	略語
外廻り	ソト
前	F
後	リヤ、R
右	R
左	L
上	UP
中	CN
下	UN
純正～	G～
社外～	ガイ～
競技車	コンペ
フロントフォーク	フォク
ステアリングステム	ステム
トップブリッジ	トップ、TOP
スイングアーム	Sアム
リアサスペンション	Rサス
スプロケット	Sロケ
インナーチューブ	インナ
フロントホイール	FW
リヤホイール	RW
ハンドル	ハン
グリップ	GP
ブレーキ	BK
ボトムケース	Bケス
フォークシール	Fシル
ダストシール	Dシル
タイヤ	T
エンジン	EG
クランクケース	Cケス
キャブレター	キャブ
ケースカバー	カバ

ミッション	MT
エアクリーナー	Aクリ
ラジエター	ラジ
タペット	TP
オイルクーラー	Oクーラ
インシュレーター	インシュ
グラブバー	Gバー
ハンドルストッパー	ハンスト
シートレール	SLレル
フレーム首部	ネック
車台番号	フレNo
ダウンチューブ	Dチュ
ステップホルダ	ステップH
タンデムステップ	Tステップ
タンク内部	Tナカ
サイドカバー	Sカバ
フェンダー	フェン
ナックルガード	Nガード
バッテリー	BT
ウインカー	WK
テールレンズ	テルレ
ヘッドライト	Hライト
イグニッション	IG
スイッチ	SW
サイレンサー	サイレ
エキパイ	EX
スピードメーター	Sメータ
タコメーター	Tメータ
リフレクター	リフレ
要オーバーホール	OH
キャップ	CP
ガasket	GK
ベアリング	BG
ミラー	ミラ
マスターシリンダー	マスタ

ダメージ展開図と記号表現



展開図による略語ダメージ表現

- ・各部位の修復が必要なダメージを上記の展開図に略語表記して表現する。
- ・サイドカバー（ハーレーのオイルタンク等含む対称位置に存在する部位）やサイドカウル及び左右出しのサイレンサー部のみ左右別々のダメージ表記。
- ・タンク部分、エンジン部分及びフレーム部分に関しては3ダメージまで表記。
※左右ではありません
(例) エンジンのフィンがかけていてさらに、サビが目立つ場合などに3ダメージ表記
- ・非分解検査のため、カウル内部など目視可能な限りの記載。
- ・ステッカー、タンクパットなども剥がさない状態での検査になるので剥がした後の状態、ダメージは不明
注意: フルカウル、ネイキッド、スクーターなど車両によって展開図のイラストは異なるデザインとなります。

展開図ダメージ 記号一覧表		
瑕疵	記号	内容/範囲
傷【A1から3で表記】		
①線状の塗装削れ(複数線傷含む) ②幾多以上の点傷 ③塗装表面の擦過傷 ④傷上のタッチペイント跡(線状のみ) ※デカールの瑕疵も対象	A1	5cm程度までの傷
	A2	10cm程度までの傷
	A3	A2を超えるもの
へこみ【U1から3で表記】	U1	500円玉大程度までの凹み
擦過による傷を伴わない窪み(打痕の点傷は不問)	U2	テニスボール大程度までの凹み
	U3	U2を超えるもの
傷を伴うへこみ/曲り【B1から3で表記】		
傷を伴う凹み ①擦過による傷を伴った窪み ②深い凹み等による塗装割れ、剥がれがあるもの 曲り ①平らな物、真っ直ぐな物が弓型、くの字型になる ②向きが正規の方向とずれている状態	B1	傷を伴う500円玉大程度までの凹み 小程度の曲り・変形
	B2	傷を伴うテニスボール大程度までの凹み 中程度の曲り・変形
	B3	B2を超えるもの
削れ【W1から3で表記】		
①塗装が施されている本体にまで及んだ擦過傷 ②本体より固い物と擦れ合い本体表面が削ぎ取られた状態	W1	500円玉大程度までの削れ
	W2	テニスボール大程度までの削れ
	W3	W2を超えるもの
錆/腐食【C1から3で表記】		
錆 ①地金表面にある鉄の酸化状態 ②鋼板と塗装の狭間に樹根状に侵食した錆 腐食 ①地金内部の酸化による、重層状の鋼板浮き状態 ②塗装状態からそれが推測される状態 (塗膜内側に錆びが侵食し、塗膜が膨張) ③アルミの腐食状態	C1	500円玉大程度までの錆・腐食 または軽微な錆・腐食が全体に及んでいるもの
	C2	テニスボール大程度までの目立つ錆・腐食 または錆・腐食が全体に及んでいる物
	C3	C2を超えるもの
塗装ダメージ【P1から3で表記】		
①色褪せ、色剥がれ、クリア剥がれ、気泡 ②シミ(浸食損傷) ③色ずれ色違い(補修による色違いも含む) ④補修跡 ⑤刷毛塗りやタッチペイント跡 ※デカールの瑕疵も対象	P1	500円玉大程度までの塗装ダメージ または軽微な塗装ダメージが全体に及んでいるもの
	P2	テニスボール大程度までの目立つ塗装ダメージ または目立つ塗装ダメージが全体に及んでいるもの
	P3	P2を超える物
割れ・切れ【T1から3で表記】		
①部品の断裂、裂傷、ヒビ割れ	T1	5cm程度までの割れ・切れ
	T2	10cm程度までの割れ・切れ
	T3	T2を超えるもの
要交換【X3のみの表記】	X3	
①使用、再生不能の物		
欠品【N3のみの表記】	N3	
①部品が欠品している状態		

*1から3までアルファベットと数値で表記,3が上限。

特記事項によるダメージ表現

- ・展開図に対する表現の捕捉及び、展開図で表現できない部位に対するダメージ。
- ・機能ダメージ表記及び改造内容の表記。

注意: 中古車として、保管上等で起こり得る細かい劣化などは、表現していません。

(例) スタンドの設置面のスレ、ネジ類の軽微なサビ、スイッチ類の軽微な劣化など。

特記事項表示例

- ・キャブ要OH→「キャブレターオーバーホール要する」
- ・スポーク腐食<大> & 曲がり<中> 1ヶ→「スポーク腐食ダメージ大、曲がりダメージ中程度一本」

走行距離欄の特殊表記

- ・メーター未装着(欠品)の場合→距離欄は 0km 走行不明
- ・走行距離表示欄に「？」の記載がある場合→走行不明
- ・走行距離表示欄に「\$」の記載がある場合→メーター交換歴あり
- ・走行距離表示欄に「*」の記載がある場合→走行距離減算車

書類欄の表記例

- ・書類欄に「通関」と記載がある場合→通関証渡し
- ・書類欄に「書無」と記載がある場合→書類無し

注) 125cc 以下の車両の場合は、書類欄に「書無」の記載がなくても原則書類がありませんので、事前に問合せください。

色欄の表記例

- ・色欄に「色替」と記載がある場合→色替え

地区/デポ欄の表記

- ・地区/デポ欄に「自社」と記載がある場合→出品店自社回送
- 「配送」と記載がある場合→陸送業者による回送

※「配送」の場合陸送業者にて集荷しますのでオークション翌日に、登録デポへ搬入されない場合があります。

その他

- ・書類欄に「Sキー」と記載がある場合→スペアキー有り
- ・書類欄に「赤キー」と記載がある場合→マスターキー有り

反社会的勢力排除に関する特則規程

会員は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を尊重し、オークネットの主催・運営するオークションへ取引参加するにあたり、以下の事項を遵守する。

第1条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、オークネットに対し、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約する。

①暴力団、②暴力団員、③暴力団員でなくなってから5年を経過しない者、④暴力団準構成員、⑤暴力団関係企業、⑥総会屋等、⑦社会運動等標ぼうゴロ、⑧特殊知能暴力集団、⑨その他前各号に準ずるもの

2. 会員は、オークネットに対し、現在又は将来にわたって、前項各号の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明、確約する。

①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係、②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係、③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係、④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. 会員は、前各項の該当性の判断のために、オークネットより調査の要請を受けた場合、その調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならない。

4. 会員は、オークネットに対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。

①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計又は威力を用いてオークネットの信用を毀損し、又はオークネットの業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為

5. 会員は、オークネットに対し、前各項のいずれかに違反すると認められる場合及び前各項における表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、オークネットは、会員に対して、何らの催告をせず、オークション取引等の参加の制限及びオークネットと会員間の契約を解除するとともに、これにより被った損害の賠償を求めることができる。

6. 会員は、オークネットに対し、前項により取引等の参加の制限及び取引契約を解除された場合、これにより発生した損害について賠償ないし補償を求めることができない。

第2条(承認)

この特則規程に規定された事項は、会員が取引参加した(入札行為を含む)時を以って、これを同時に承認したものとみなすことができる。

第3条(適用範囲)

この特則規程に規定された事項は、各章の規定と一体をなす規定とみなす。

第4条(附則)

1. この特則規程において、使用される各用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。

(2) 暴力団員

暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。

(3) 暴力団準構成員

暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。

(4) 暴力団関係企業

暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

(5) 総会屋等

総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

(6) 社会運動等標ぼうゴロ

社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

(7) 特殊知能暴力集団等

暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

(8) これに準ずるもの

前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

- ① 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
- ② 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ④ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ⑤ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること